

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第111号
事故等種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成25年7月20日（土） 08時45分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港 兵庫県播磨町所在の東播磨港別府東防波堤灯台から真方位118° 1,000m付近 （概位 北緯34°41.6′ 東経134°50.8′）
事故等調査の経過	平成25年8月9日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート <sup>イーグル</sup> EAGLE、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	271-15852兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、東播磨港内において、船尾から右舷後方にシーアンカーを投入し、漂泊して釣りを行っていた。 船長は、右舷船尾方約3mの所に赤い発泡スチロール製のブイを認め、本船がブイに接近していったので、ブイを避けるために左舵一杯として機関を後進にかけたところ、平成25年7月20日08時45分ごろシーアンカーが推進器に巻き付いて主機が停止した。 船長は、本インシデント後、船尾からシーアンカーを投入していたことに気付いた。 船長は、本インシデントの発生を携帯電話で海上保安庁へ連絡し、本船は、到着した巡視艇により、東播磨港の岸壁へえい航された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	船長は、ふだん、船首からシーアンカーを投入していたが、本インシデント時は、付近で釣りをしていた2隻の船が、船尾からシーアンカーを投入しており、向きが一定でゆっくりと流れていることを見たので、初めて船尾からシーアンカーを投入した。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし

判明した事項の解析	本船は、東播磨港で釣りをして漂流中、船長が、船尾からシーアンカーを投入していることを失念していたことから、ブイを避けるために左舵一杯として機関を後進にかけたところ、シーアンカーが推進器に巻き付き、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が東播磨港で釣りをして漂流中、船長が、船尾からシーアンカーを投入していることを失念していたため、ブイを避けるために左舵一杯として機関を後進にかけたところ、シーアンカーが推進器に巻き付いたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 機関は、シーアンカーの状態を確認してから使用すること。